

鯖江市民主役条例 (解説・施策案付き)

鯖江の地には、先人の礎のもと育み築かれた歴史、伝統、文化、産業、そして豊かな自然とすばらしい環境があります。

地域社会の在り方や生活のスタイルが多様化する中、これらの貴重な宝を受け継ぎ、更に新たな価値を加えることで、住みたい、住んでよかったと思える鯖江を創造し、子や孫たちに手渡していかなければなりません。

わたしたち（市民および市をいう。以下同じ。）は、市民一人ひとりの前向きな小さな声を集め建設的な大きな声とすることにより、思いを一つにし、ふるさとの再生に向けて喜びや痛みを共有、共感できるまちづくりを目指していきます。

ここに市民の参加と協働で、未来への夢と希望が広がる鯖江をつくるために、この条例を制定します。

※鯖江市は今年、市制 55 周年という記念すべき年を迎えます。ここに至るには多くの先人の想像を超えるような汗と努力があったことは言うまでもありません。一方で少子高齢化や地域のコミュニティ力の低下が叫ばれ、さらには地方自治体をめぐる情勢も厳しさを増しています。そのような中、この条例を制定するにいたった背景や、鯖江市民および市（市長、市職員）が思いや情報を共有し、地域の再生に向けてまちづくりを進めていく決意をあらわしたものです。

なお、本条例においては、市民や行政組織（市）を含め「わたしたち」と一貫して表記することで、「夢と希望の広がる鯖江」づくりにともに邁進するという決意をそこに込めています。

第1条 この条例は、市民が市政に主体的な参加を果たし、未来に夢と希望の持てる鯖江の実現に向け、市民と市が共に汗を流すという意志と、それを実現するために市の施策の基本となる事項を定めることにより、自分たちのまちは自分たちがつくるという市民主役のまちづくりを進めることを目的とします。

※前文の思いを基に、市民が市政に主体的に参加を果たし、市とともに市民主役のまちづくりを実現するというこの条例の目的を表しています。

第2条 (基本理念)

- 1 わたしたちは、まちづくりの主役は市民であるという思いを共有し、責任と自覚を持って積極的にまちづくりを進めます。
- 2 わたしたちは、まちづくりの基本は人づくりであることを踏まえ、それぞれの経験と知識をいかし、共に学び、教え合います。
- 3 わたしたちは、自らが暮らすまちのまちづくり活動に興味、関心を持ち、交流や情報交換を進めることで、お互いに理解を深め、協力し合います。
- 4 市は、協働のパートナーとしてまちづくりに参加する市民の気持ちに寄り添い、その意思を尊重するとともに、自主自立を基本とした行政運営を進めます。

※この条例の全体を貫く基本理念として、1 市民主役の責任・自覚とまちづくりへの参加、2 相互学習を通じた人づくり、3 情報共有・協力、4 市の市民意思の尊重の4点をあげています。
わたしたちは、第3条以下の具体的な条項やそれに基づく施策等において、絶えずこの条項に立ち返り、ここで示された理念が最大限尊重されるよう努める必要があります。

第3条 （ふるさと学習）

わたしたちは、ふるさとを愛する心を育むとともに、先人から受け継いだ郷土の歴史、伝統、文化、産業、自然、環境等を、自ら進んで学ぶふるさと学習を進めることにより、家庭、地域、学校が連携しながら、子どもも大人も一緒に人づくりに努めます。

※市民主役のまちづくりを進めるには、まず先人が培った郷土の宝を、家庭・地域・学校などあらゆる場面を通じ、子どもから大人までともに学ぶことが必要であることから、これを「ふるさと学習」として推進することを定めています。

＜策定委員会が出された具体的な施策案＞

- ①毎年1月15日の「ふるさとさばえの日」を基本に、「ふるさと学習週間」、「ふるさと学習の日」等を設け、市民運動として盛り上げを図ることを提案します。
- ②特に子どもたちには、郷土の歴史や偉人・地場産業を学ぶことをはじめ、自分のふるさとに自信や誇りを持ってもらうための機会を増やすことを提案します。このことで子どもたちの個性や社会への参加意識を育みながら、次代のまちづくりを担う人材に育ててもらうことを願っています。
- ③子どもたちが自分の市のまちづくりに興味や関心を持ってもらうため、子ども参加のまちづくり事業を実施することを提案します。

第4条 （鯖江ブランド創造）

わたしたちは、ふるさと学習で学んだ成果を基に、これらをふるさとの宝として更に磨きをかけることにより、自信と誇りの持てる鯖江ブランドをつくり出し、鯖江らしさを全国に発信するとともに、市民主役のまちづくりにいかすよう努めます。

※郷土の歴史・伝統・文化、産業、自然、環境などを学ぶふるさと学習を進め、その成果の中から歴史遺産や、良き風習、産業を支える人の技、すばらしい景観など、ここにしかない「鯖江らしさ」を見い出し、これを「鯖江ブランド」として全国的に発信していくことを目指します。

＜策定委員会が出された具体的な施策案＞

- ①市民や市長・市職員が、「鯖江ブランド」を発信する大使として、日々の暮らしや仕事など各場面場面で、常にPRする意識を持つ運動を提案します。
- ②地区ごとに住民参加で地域の宝をリスト化し、これを他の地区や市外に発信していく「(仮称)鯖江ブランド自慢大会」の開催を提案します。

第5条 （ふるさと産業）

わたしたちは、地元で作られた農林商工業の産品を、業種や産業を越えて鯖江ブランド

として磨き上げ、競争力と発信力のあるふるさと産業をつくり出し、活性化するよう努めます。

※近年、商工業・農林業の分野でも、「地域ブランド」づくりの考え方が注目されています。鯖江産の製品や農林産品、あるいは観光資源等を、生産者だけでなく加工業者さらには流通業者も巻き込んで魅力ある「ふるさと産品」として磨き上げ、全国に発信していきます。

＜策定委員会が出された具体的な施策案＞

①産業分野において、農商工連携の市民協議会等を組織し、六次産業の創出を推進することを提案します。

第6条 （地産地消）

わたしたちは、魅力あるふるさとの産品を率先して流通を図り、利活用することで、産業全体の地産地消を進め、ふるさと産業の活性化やまちの活力を産み出す運動に取り組むよう努めます。

※鯖江産の製品や農林産品が「地域ブランド」として魅力ある商品として育っていくためには、消費者がその商品に魅力を感じ、他地域の類似商品と差別化できるかどうかにかかっています。そのために、まず誰よりも先に、市民自らが地元産の製品・産品を率先して消費することで、ふるさとの産品を応援する市民運動を起こすことが不可欠となります。

①地元産の製品・産品を気軽に買える場所（アンテナショップ等）を増やし、市民に広く活用してもらうことを提案します。またこの場所（アンテナショップ等）から製品・産品を使った地元消費者の意見を再び事業者へフィードバックし、その魅力を高めていくことにもつなげていきます。

②事業者や生産者が、魅力あるふるさとの産品を優先的に取り扱い、優先的に流通を図るような施策を新たに創出することを提案します。市も、地場産品を率先して調達するためのガイドラインを定め、地元調達率を高めることを求めます。

③子どもたちが地元企業の生産現場や職人さんの技を訪ねる体験学習や、地場の野菜を今まで以上に学校給食に取り入れることを提案します。このことで、鯖江の地場産品等に日常的に触れる機会を増やし、未来の産品人を育てる産品教育を組織的に進めます。

第7条 （地域づくり）

市民は、市民主役のまちづくりの基盤である地域の個性をいかすとともに、世代、性別等を越えたさまざまな立場の人々が助け合い支え合いながら、継続して活動していくことのできる自主自立の地域づくりに努めます。

※市民がまちづくりを進める最も基礎的なステージに、地区・町内における地域づくりがあります。地区・町内では、これまでも地区区長会・町内会を始め、婦人会・老人会・壮年団・青年団・地区体協等の地縁団体が活動を行ってきました。少子高齢化等や人づきあいの希薄化など地域社会や家族のあり方にも変化が見られる中、メンバーの固定化や後継者不足などの悩みを持つ団体も見られるようになりました。地域コミュニティの再構築を目指し、女性・子ども・お年寄りも、古くから住んでいる人も新たに住民になった人も、できるだけ幅広い立場の人が地域づくりに関わって、お互いに助け合い・支え合いのまちづく

りを進められるための基盤整備を進めます。

またこの場合も、市は、基本理念にもあるように、地域づくりに関する市民の意思を尊重するとともに、それぞれの特色や地域事情をふまえた支援を行うことが重要です。

<策定委員会で出された具体的な施策案>

- ①地域の課題を解決するために、幅広い分野の住民を巻き込んで地域づくりを進める機運を盛り上げるため、住民の自主的な学習活動を支援することを提案します。
- ②地域づくりの分野では、役員のなり手等が恒常的に不足していること等から、人材を組織的に育成する体制づくりを図ることを提案します。

第8条 （ボランティア、市民活動）

市民は、まちづくりの主役として光り輝きながら、さまざまな地域課題に対応するボランティアや市民活動に積極的に参加するよう努めます。

※鯖江市では、1995年開催の世界体操選手権鯖江大会を契機にボランティアや市民活動が盛んになり、今では多くの市民団体がさまざまな分野で社会貢献活動を行っています。今後も、市民は、これらの活動を通じ自己を実現し、そのことが少しでも社会のためになることを願って、自発的に活動に参加します。

なお、市民のボランティアや市民活動を推進するために必要な行政施策や、市との協働事業によって地域住民の望む「新しい公共サービス」を産み出す手続き等については、別途「鯖江市市民活動によるまちづくり条例」の運用で行なうこととなっています。

<策定委員会で出された具体的な施策案>

- ①コミュニティビジネス等、新たな社会的起業を支援する制度の整備を提案します。

第9条 （情報の集約、発信）

わたしたちは、市民主役のまちづくり施策を効果的に進めるため、ふるさと産業、地域づくり、ボランティア、市民活動等それぞれの分野で情報を集約し、広く発信していくための仕組みづくりや拠点づくりに努めます。

※市民主役のまちづくりを効果的に推進するには、基本理念にも述べられているように、市民間の情報共有と相互の連携・協力が重要となります。そのための基盤づくり（仕組み・拠点等）について、市と市民が共に力を合わせ取り組んでいきます。

<策定委員会で出された具体的な施策案>

- ①産業分野において、地元産の製品・商品に関する情報を集約し、発信するための拠点整備を提案します。
- ②地場産品の情報に明るい人材（仮称「地産地消ソムリエ」）を養成したりすることで、市民が地元産の製品・商品にアクセスしやすい体制づくりを進めることを提案します。
- ③地域づくりやボランティア、市民活動について、これまでばらばらになっていたイベント情報や各種の支援制度、ボランティアの募集など市民のまちづくりに有益な情報を集約し、誰もが一括して閲覧できるようなシステムづくりを考案します。

第10条 (市民と行政の情報共有)

市は、積極的な情報公開や情報提供の運用を進めるとともに、パブリックコメント、審議会、タウンミーティング、ワークショップ等を通じ、市民との間で情報の共有化、活用を図るよう努めます。

※市民が行政と対等な立場でまちづくりに参加するためには、絶えず行政と同じ情報を共有することが不可欠です。このため、既存の情報公開制度や情報提供制度を十二分に活用するほか、市は、パブリックコメント、審議会などの様々な市民と行政の対話の場を提供し、それらを通じお互いに情報の共有化を図ることをあらためて明文化しています。

<策定委員会で出された具体的な施策案>

- ①パブリックコメントの有効活用・活性化のための方策づくりを提案します。
- ②審議会等に市民委員を公募する場合のガイドラインを定めることで、市民委員の意見反映を進めます。
- ③市の重要な計画や施策については、策定中、策定後にタウンミーティングを開催し、市民の意見を広く求めることを提案します。

第11条 (市民参画)

わたしたちは、市民自らが誇りややりがいを持って、市政や地域経営に直接携わることができるような仕組みづくりを進めることで、まちづくりの計画からその実施、評価までの各段階に応じ、継続した市民参画を実現するよう努めます。

※市民主役のまちづくりを進めるにあたって、これまで見てきたような各分野での活動もそれぞれ重要ですが、その原点にはやはり市民が直接、市政や地域運営に携わり、さまざまな形で主権者としての役割を果たすことがあります。そこで、本条例の総まとめとして、市民が単なる「行政の下請け」のような形でなく、真にまちづくりの主体として「誇りとやりがい」を持って市民参画することができるような仕組みづくりを目指すことを宣言しています。

また、その参画する範囲は、まちづくりの計画の段階から、事業等の実施、その評価まで、すべての段階で行なわれるべきと考えています。

<策定委員会で出された具体的な施策案>

- ①これまでも各種の審議会や市長と語り合う会等を通じ、市民が市政に対し意見を言う場が補償されてきました。それらはしかし多くの場合、「個人(委員)」対「行政組織」という枠組みの元にあることもあり、一時的な参画、その場だけの参画に留まる傾向にありました。この条例の施行後は、まず「仮称・市民主役委員会」のようなゆるやかな連携組織をつくり、さまざまな分野で行政に向き合っている市民委員の参画を得て、市民同士が随時、情報を交換することを提案します。この市民主役委員会での情報交換により、ひとりの委員の意見はより多くの市民の意見・知恵・経験の詰まったものに昇華されます。そうした意見は行政にとっても有益であり、それが市政運営に取り入れられることによって、ひいては市民の市政に対する影響力を増すことにつながります。
- ②地域づくり団体も、市民活動団体も、様々な分野の団体が一同に会し情報交換を行うような交流会を年に1度程度開催し、市民主役のまちづくりの意志を確認し合うキックオフ大会を開催することを提案します。

第12条（条例の自己点検、見直し）

わたしたちは、市民の意識や社会の変化に応じて、自主的にこの条例の自己点検や見直しを行うよう努めます。

※本条例は、まさしく「わたしたち」のための条例です。市民が行政等といっしょに、条例がその目的どおり運用されているか、成果がどれだけ上がっているか等を評価し、改善に向けての方策を話し合うことで、プラン・ドゥー・シーのサイクルをまわしていく必要があります。

また、条例の条文自体が実態に合わなくなってきた場合には、条例の改正を行なう必要があります。

<策定委員会で出された具体的な施策案>

- ①上記の「仮称・市民主役委員会」のような組織で、おおむね1年ごとに条例の自己点検を行ない、その結果を広く市民に公表することを提案します。
- ②その上で、数年ごとに条例の見直しを考える市民委員会を立ち上げ、条文の改正の是非も検討していきます。